

平成28年5月27日  
(照会先)  
リスク統括部長 岡村 計三  
(電話直通 03-6892-7744)

経営企画部広報室  
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

### 事務処理誤り等(平成28年4月分)について

平成28年4月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

なお、日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

## 事務処理誤り等（平成28年4月分）について

別添

### I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、原則、その事案の概要等を公表します。

### II 状況

事務処理誤りについては1～7のとおりです。

#### 1 平成28年4月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、平成27年度に発生した事務処理誤りが79件、平成26年度が44件、平成25年度が16件、平成24年度以前が247件、合計386件(市区町村において発生した5件、委託業者等が発生させた27件を含む)となっています。そのうち事案の概要が公表可能な348件について、日本年金機構HPに掲載しています。

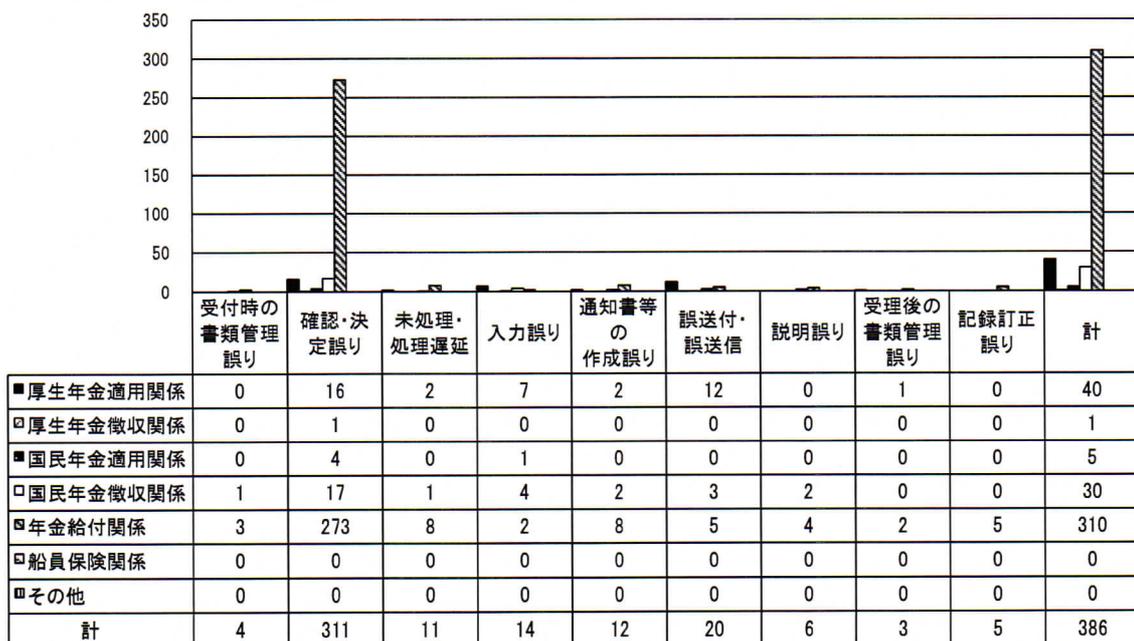
〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

発生年度	20年度以前	21年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計
件数	223 (1)	6	2	5(1)	4	5	13(3)	37(7)	59(20)	354(32)
割合	58.0%	1.6%	0.5%	1.6%	1.0%	1.3%	4.1%	11.4%	20.5%	100.0%

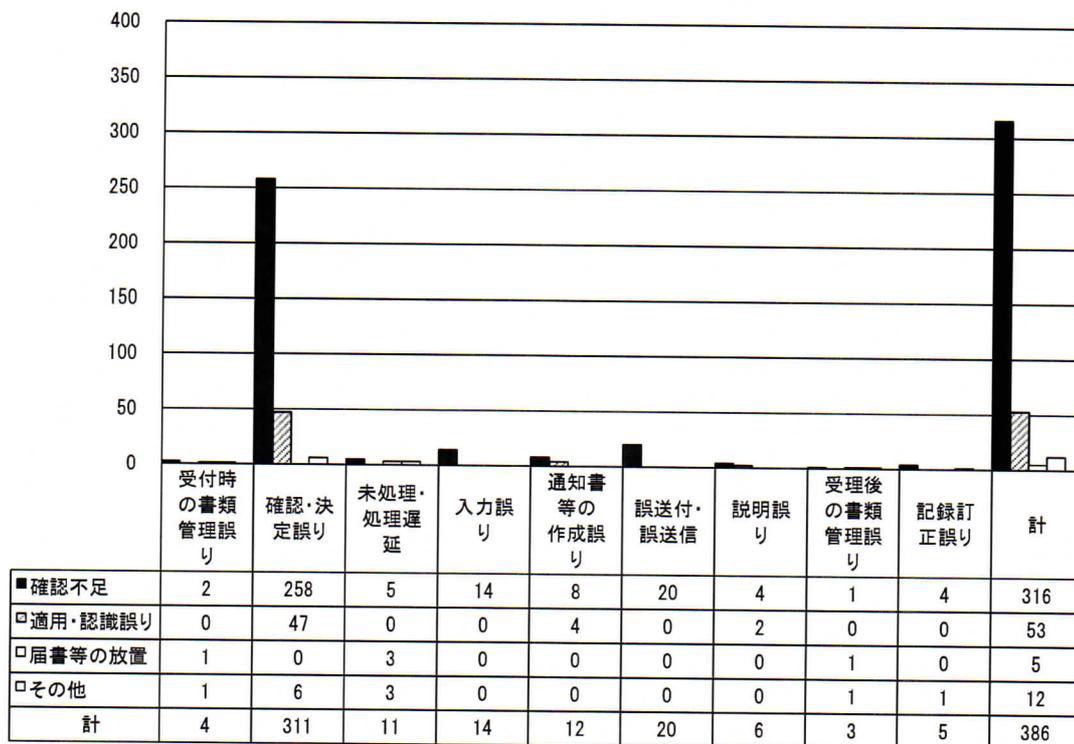
◀ 社会保険庁時代に発生 ▶

※ ( ) 内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を別掲した。

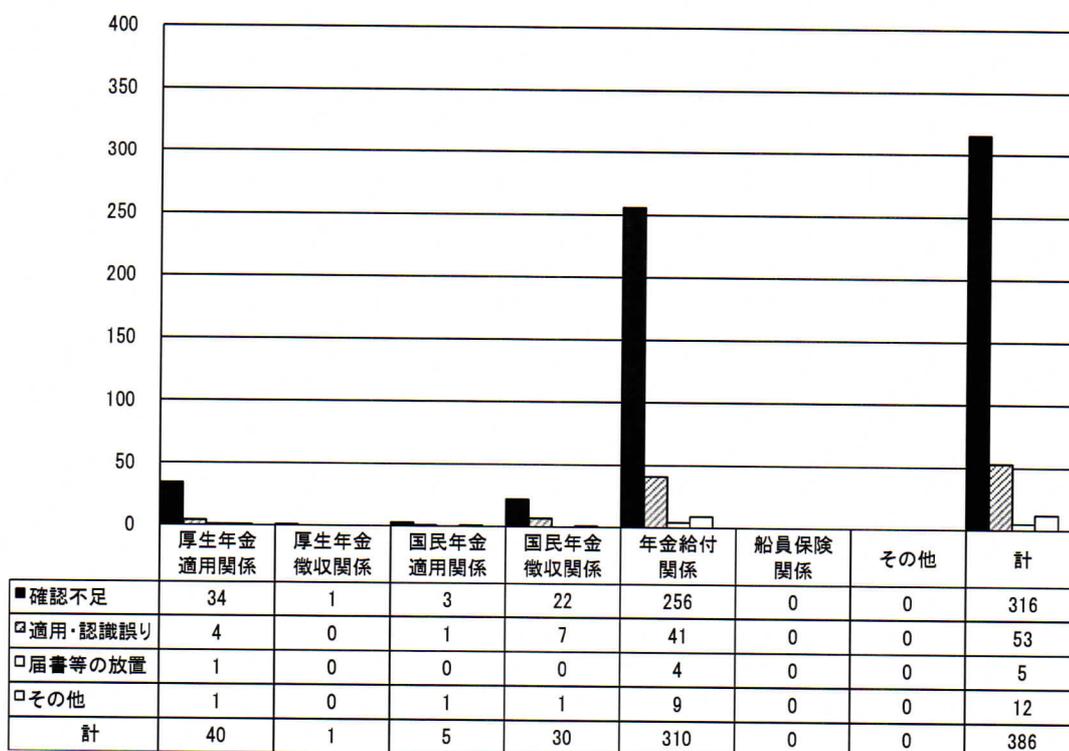
#### 2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



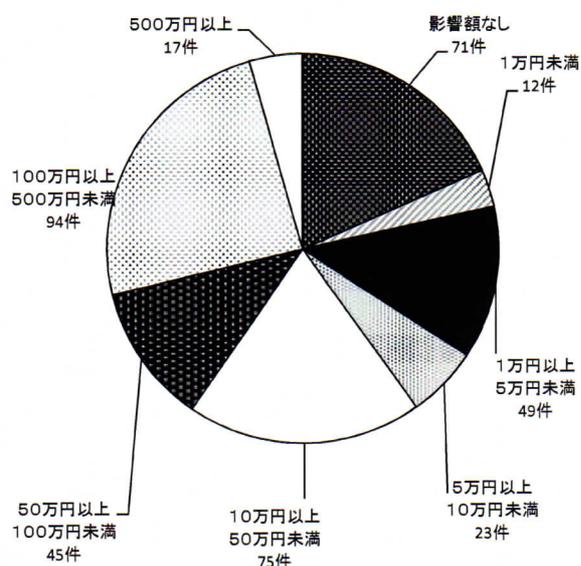
### 3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



### 4 原因別・制度等別内訳

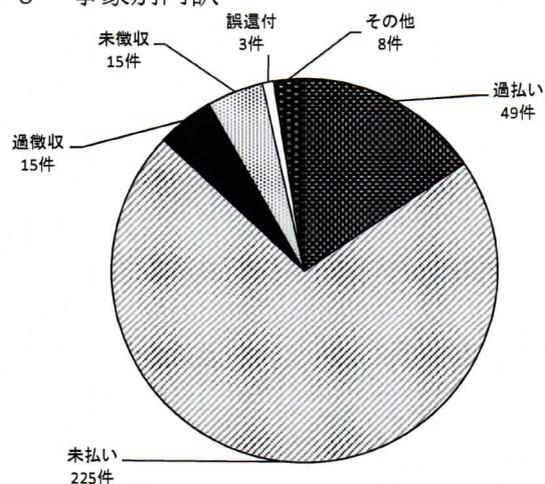


## 5 影響額別内訳



	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	船員保険 関係	その他	計
影響額なし	24	1	2	16	28	0	0	71
1万円未満	0	0	0	2	10	0	0	12
1万円以上 5万円未満	5	0	3	7	34	0	0	49
5万円以上 10万円未満	3	0	0	1	19	0	0	23
10万円以上 50万円未満	2	0	0	3	70	0	0	75
50万円以上 100万円未満	2	0	0	0	43	0	0	45
100万円以上 500万円未満	4	0	0	1	89	0	0	94
500万円以上	0	0	0	0	17	0	0	17
計	40	1	5	30	310	0	0	386

## 6 事象別内訳



事象	件数	合計金額 (円)	平均金額 (円)
過払い	49件	34,117,909	696,283
未払い	225件	365,496,089	1,624,427
過徴収	15件	3,152,514	210,167
未徴収	15件	4,760,020	317,334
誤還付	3件	239,718	79,906
その他	8件	58,689,867	7,336,233
計	315件	466,456,117	1,480,813

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

(円)

過徴収と未徴収がある件	2件	59,442
誤還付と過払いがある件	1件	356,697
過払いと未払いがある件	4件	56,624,610
過払いと未払いと 過徴収と未徴収がある件	1件	1,649,118

## 7 判明契機別内訳

	件数	割合
内部	293件	75.9%
外部	93件	24.1%
計	386件	100.0%

○日本年金機構の平成28年4月分の事務処理誤り一覧(1～39ページ)

- |             |       |     |      |        |
|-------------|-------|-----|------|--------|
| 1. 厚生年金適用関係 | ..... | 1P  | 整理番号 | 1～35   |
| 2. 厚生年金徴収関係 | ..... | 7P  | 整理番号 | 36     |
| 3. 国民年金適用関係 | ..... | 8P  | 整理番号 | 37～40  |
| 4. 国民年金徴収関係 | ..... | 9P  | 整理番号 | 41～69  |
| 5. 年金給付関係   | ..... | 14P | 整理番号 | 70～348 |

# 1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	資格取得届の誤り	確認・決定誤り	北海道	事務センター	2015年 10月22日	2015年 10月26日	○事業所から問合せがあり、委託業者が資格取得届の処理時に誤って別の事業所の整理記号で処理したため、保険証及び決定通知書が誤作成されていたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、保険証及び決定通知書を差し替えました。 ●委託業者に対し、入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所 2名	-	0
2			京都	事務センター	2015年 3月17日	2015年 11月19日	○国民年金保険料免除申請書を審査していたところ、被保険者が基礎年金番号を二つ有していることがわかり、厚生年金・健康保険被保険者資格取得届を処理する際に別人の基礎年金番号を付番していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、交付した年金手帳を回収しました。 ●担当部署において、審査後のチェックを徹底するよう周知しました。	2名	-	0
3			東京	八王子	2015年 9月2日	2015年 12月14日	○徴収担当部署から問合せがあり、国民健康保険組合から全国健康保険協会に管掌変更した被保険者の資格取得時の標準報酬月額を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収及び過徴収の保険料額を調整しました。 ●担当部署において、事務処理手順の再確認の徹底を周知しました。	1事業所	その他	35,957
4			東京	品川	2015年 11月12日	2015年 12月21日	○事業所の保険料の確認を行ったところ、資格取得届の処理時に別の事業所の整理記号で処理していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、決定通知書を差し替え、未徴収の保険料額は増額調整しました。 ●担当部署において、審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	64,180
5			東京	事務センター	2016年 1月18日	2016年 2月2日	○事業所から問合せがあり、委託業者が資格取得届の処理時に氏名を誤って入力していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、決定通知書を差し替えました。 ●委託業者に対し、入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1事業所 1名	-	0
6	算定基礎届の誤り	確認・決定誤り	大阪	大阪広域 事務センター	2013年 7月18日	2015年 11月5日	○ブロック本部から問合せがあり、算定基礎届の内容審査時に、標準報酬月額に誤りがあったにもかかわらず、補正を漏らしそのまま処理していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、決定通知書を送付し、未徴収の保険料は増額調整しました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	1,025,046

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
7	月額変更届の誤り	確認・決定誤り	兵庫	事務センター	2014年 11月25日	2015年 6月26日	○事業所から問合せがあり、月額変更届の処理を行うにあたり、遡及する標準報酬月額記録をあわせて補正すべきところ、漏らしていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。補正処理を行い、未徴収の保険料額は増額調整しました。 ●担当部署において、審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	47,584
8		入力誤り	東京	事務センター	2015年 11月4日	2015年 12月21日	○事業所から問い合わせがあり、委託業者が月額変更届の処理時に標準報酬月額を誤って入力していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料額は減額調整しました。 ●委託業者に対し、入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1事業所	過徴収	942,275
9	賞与支払届の誤り	確認・決定誤り	京都	事務センター	2015年 8月6日	2015年 11月30日	○社会保険労務士から問合せがあり、賞与支払届の内容審査時に、標準賞与額に誤りがあつたにもかかわらず、補正を漏らしそのまま処理していたことが判明しました。 ●担当者が事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料額は増額調整しました。 ●担当部署において、審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	1,255,730
10	被扶養者異動届の誤り	入力誤り	愛知	事務センター	2015年 9月28日	2016年 1月4日	○お客様から問合せがあり、委託業者が被扶養者異動届で、被扶養者の扶養要件不該当として処理すべきところ、誤って扶養記録すべてを取消していたことが判明しました。 ●担当者がお客様及び医療機関にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●委託業者に対し、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	-	0
11			愛知	中村	2016年 1月5日	2016年 1月12日	○社会保険労務士から問合せがあり、被扶養者異動届の処理時に氏名を誤って入力していたことが判明しました。 ●担当者が事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、保険証を差し替えました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 2名	-	0
12			愛知	中村	2016年 1月14日	2016年 1月22日	○社会保険労務士から問合せがあり、被扶養者異動届の処理時に氏名を誤って入力していたことが判明しました。 ●担当者が事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、保険証を差し替えました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
13	厚生年金適用関係届書の誤り	確認・決定誤り	大阪	堺西	2014年 7月4日	2014年 9月2日	<p>○厚生年金保険高齢任意加入被保険者の算定基礎届を入力したところ、先に提出された月額変更届を算定基礎届として処理していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、届書審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。</p>	1事業所	-	0
14			熊本	熊本西	2015年 5月11日	2015年 5月28日	<p>○事務センターから問合せがあり、事業所の新規適用届を年金事務所で処理した際、本来、管轄事務所の事業所整理記号で登録すべきところ、受け付けをした年金事務所の事業所整理記号でそのまま登録していたことが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、決定通知書及び保険証を差し替えました。</p> <p>●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。</p>	1事業所	-	0
15			大阪	吹田	2015年 8月13日	2015年 9月11日	<p>○事業所の健康保険組合への編入処理を行うにあたり、編入処理が処理期限までに未実施だったため、誤って健康保険料を徴収していた事業所があったことが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収した健康保険料は還付処理しました。</p> <p>●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。</p>	1事業所	過徴収	192,748
16			香川	事務センター	2012年 11月15日	2015年 11月13日	<p>○事業所から保険料について問合せがあり、介護保険料適用除外該当届の処理時に該当者を誤って入力していたことが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料額は増額調整しました。</p> <p>●担当部署において、審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。</p>	1事業所	未徴収	363,849
17			福岡	久留米	2015年 11月9日	2015年 12月21日	<p>○標準報酬月額を遡及して変更した被保険者についてのリストと届書を突合したところ、保険料の時効消滅期間の確認誤りにより徴収担当部署への連絡を漏らしたため、保険料が徴収できなくなっていたことが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、事務処理手順の確認と徴収担当部署との連携を徹底するよう周知しました。</p>	1事業所	未徴収	56,640
18	厚生年金適用関係届書の誤り	入力誤り	京都	事務センター	2015年 9月9日	2015年 10月13日	<p>○社会保険労務士から問合せがあり、資格取得届訂正届の処理時に標準報酬月額を誤って入力していたことが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は増額調整しました。</p> <p>●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。</p>	1事業所	未徴収	506,469

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
19	二以上事業所勤務者の誤り	確認・決定誤り	北海道	帯広	2015年 10月8日	2015年 10月14日	<p>○社会保険労務士から問合せがあり、二以上事業所勤務者に係る算定基礎届の処理時に標準報酬月額を誤って入力していたことが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収及び過徴収の保険料額を調整しました。</p> <p>●担当部署において、二以上事業所勤務者にかかる取扱いを周知しました。</p>	14事業所	その他	23,485
20	厚生年金適用関係届書の未処理	未処理・処理遅延	三重	津	2011年 9月30日	2015年 7月27日	<p>○事務所内の書類整理を行っていたところ、事業所調査時に受け付けた届書が発見され、未処理であることが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。届書の入力処理を行い、保険料額及び年金額の調整を行いました。</p> <p>●担当部署において、受付進捗管理システムやチェックリストを利用した、届書の進捗管理を徹底するよう周知しました。</p>	28事業所 37名	その他	1,649,118
21			東京	板橋	2014年 9月17日	2015年 12月10日	<p>○事業所から問合せがあり、厚生年金適用調査課で受け付けた国民年金第3号被保険者住所変更届を国民年金課に回付せず、未処理となっていたことが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。届書の入力処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。</p>	1事業所 2名	-	0
22	厚生年金の記録訂正誤り	確認・決定誤り	千葉	事務センター	2013年 2月5日	2015年 4月22日	<p>○厚生年金基金との記録の突合をしたところ、基金加入年月日を誤って訂正していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	過払い	22,479
23			北海道	北見	1995年 7月20日	2015年 5月21日	<p>○機構本部から再裁定関係書類の返戻があり確認したところ、資格喪失年月日を誤って処理していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未払いの年金についてお支払いしました。</p> <p>●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。</p>	1名	未払い	72,511
24			入力誤り	神奈川	高津	2011年 1月14日	2013年 7月23日	<p>○事務センターから問い合わせがあり、第三者委員会のあっせんに基づく記録訂正の際、被保険者の種別を誤って入力していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。</p>	1名	過払い

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
25	厚生年金適用関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	石川	金沢広域事務センター	2014年8月24日	2014年8月25日	○事業所から問合せがあり、委託業者が通知書に押印する確認印の日付を2014年とすべきところ、2013年としていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。正しい日付で決定通知書を作成し、差し替えました。 ●委託業者に対し、通知書作成時の確認を徹底するよう指導しました。	2事業所	-	0
26			東京	府中	2014年11月19日	2014年11月19日	○年金相談時に、複数名の情報が記載された厚生年金被保険者名簿の写しを交付したことが判明しました。 ●担当者が情報が掲載されたお客様にお詫びの上説明しました。名簿の写しを回収しました。 ●担当部署において、個人情報の正しい取扱いの徹底について周知しました。	18名	-	0
27	厚生年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	京都	京都南	2015年6月25日	2015年6月30日	○事業所から問合せがあり、他の事業所の賞与支払届を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。賞与支払届を回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●担当部署において、封入、封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所 2名	-	0
28			島根	浜田	2015年7月6日	2015年7月8日	○事業所から問合せがあり、他の事業所の算定基礎届を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。算定基礎届を回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●担当部署において、封入、封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所 7名	-	0
29			京都	事務センター	2015年10月1日	2015年10月5日	○事業所から問合せがあり、当該事業所が以前提出した住所変更届の磁気媒体及び別事業所分の磁気媒体を委託業者が誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した磁気媒体を回収しました。 ●委託業者に対し、磁気媒体の取扱い手順を再徹底するよう指導しました。	3事業所	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
30	厚生年金適用関係通知書等の送付誤り	誤送付・誤送信	北海道	事務センター	2015年 9月2日	2015年 9月4日	○社会保険労務士から問合せがあり、事務を受託していない事業所の決定通知書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明しました。決定通知書を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●担当部署において、封入、封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所 2名	-	0
31			京都	事務センター	2015年 10月26日	2015年 10月27日	○社会保険労務士から問合せがあり、事務を受託していない事業所の決定通知書を委託業者が誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明しました。決定通知書を回収し、本来送付すべき社会保険労務士にお渡ししました。 ●委託業者に対し、封入、封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1事業所 1名	-	0
32			京都	事務センター	2015年 11月6日	2015年 11月9日	○社会保険労務士から問合せがあり、事務を受託していない事業所の決定通知書を委託業者が誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明しました。決定通知書を回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●委託業者に対し、封入、封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1事業所 2名	-	0
33			東京	事務センター	2015年 10月28日	2015年 11月13日	○事業所から問合せがあり、別の事業所の決定通知書を委託業者が誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。決定通知書を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●委託業者に対し、封入、封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所 1名	-	0
34			東京	事務センター	2015年 11月20日	2015年 11月26日	○お客様から、資格取得・喪失等確認請求書について問合せがあり、通知書を委任された申請者でなく、被保険者本人に送付していたことが判明しました。 ●担当者が申請者にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、送付先の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
35			神奈川	事務センター	2015年 12月16日	2015年 12月21日	○社会保険労務士から問合せがあり、事務を受託していない事業所の届書の控えを誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明しました。届書の控えを回収し、本来送付すべき社会保険労務士に送付しました。 ●担当部署において、送付先の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所 1名	-	0

## 2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
36	納入告知書の作成誤り	確認・決定誤り	京都	京都西	2015年 9月9日	2015年 11月12日	<p>○滞納事業所について保険料額を確認した際、被保険者がおらず保険料の納付の必要のない事業所に対し、納入告知書を作成し送付していたことが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。記録の訂正処理を行いました。送付した納入告知書は事業所が廃業済みでした。</p> <p>●担当部署において、審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。</p>	1事業所	-	0

### 3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
37	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	宮崎	事務センター	2014年 1月15日	2016年 2月23日	○年金事務所から連絡があり、国民年金任意加入の資格取得処理を行う際に、共済年金加入期間の計算誤りにより資格喪失予定年月日を誤って登録したため、老齢基礎年金を満額にするための月数が不足したことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い保険料を領収しました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、加入月数の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	31,980
38			北海道	札幌東	2010年 7月15日	2010年 12月28日	○お客様から問合せがあり、区役所が国民年金の任意加入を希望していたお客様に対し、必要な手続きの案内を漏らしたため、任意加入ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●区役所から、お客様が窓口にご相談に来た際は必要な手続きの案内を漏らさないよう確認を徹底するとの報告がありました。	1名	未徴収	45,300
39	国民年金被保険者氏名変更届の誤り	入力誤り	大阪	大阪広域 事務センター	2016年 1月15日	2016年 2月22日	○お客様から問合せがあり、国民年金被保険者氏名変更届を処理する際に、氏名を誤って入力していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●担当部署において、処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	-	0
40	国民年金第3号被保険者該当届の誤り	確認・決定誤り	千葉	船橋	2007年 3月15日	2014年 6月13日	○お客様から問合せがあり、国民年金第3号被保険者該当届を処理する際に、資格取得日を誤ったため、納付済の保険料が還付されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤って還付した保険料の返納処理を行いました。 ●担当部署において、処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	41,580

#### 4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
41	国民年金保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	福井	福井	2015年 12月24日	2015年 12月25日	○担当部署で処理済の国民年金資格取得届を再確認していたところ、資格を取得した月にその資格を喪失したため本来納付不要である月の国民年金保険料納付書を送付し、お客様が保険料を納付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、資格記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	15,990
42			兵庫	須磨	2015年 4月21日	2015年 5月1日	○お客様から問合せがあり、口座振替により国民年金保険料が前納される予定のお客様に対して納付書を送付し前納勧奨を行ったため、保険料が重複納付されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、前納勧奨を行う際は、口座振替記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	92,480
43		通知書等の作成誤り	福岡	南福岡	2010年 9月8日	2014年 5月15日	○お客様から問合せがあり、付加保険料の納付を希望されていたお客様に対し、誤って付加保険料なしの納付書を作成したため、付加保険料の前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上、特定付加保険料として納付していただくことを説明し了承を得ました。 ●担当部署において、納付書を作成する際は付加保険料の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	2,770
44	国民年金後納保険料納付申込書の誤り	確認・決定誤り	新潟	新潟東	2014年 11月25日	2015年 4月8日	○年金請求時に年金記録を確認していたところ、65歳以上のお客様に対し受給権を満たすために必要な月数以上の後納納付書を交付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、後納保険料納付申込書を処理する際は、チェックシートによる確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	301,240
45			栃木	宇都宮西	2015年 7月17日	2015年 8月6日	○担当部署で処理後の国民年金後納保険料納付申込書を再確認していたところ、申込書を処理する際に、後納可能期間の納付書の作成を一部漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。後納納付書を送付しました。 ●担当部署において、後納保険料納付申込書を処理する際は、チェックシートによる確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
46			大阪	堺東	2016年 1月27日	2016年 2月2日	○担当部署で受理した国民年金後納保険料納付申込書を確認していたところ、老齢年金の受給権を有するお客様のため、65歳の誕生日の前々日までに納付書を交付すべきところ、期日までに処理を行わなかったため、後納期限を超過し後納できなくなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上、後納保険料を領収することができないことを説明しました。 ●担当部署において、後納保険料納付申込書を処理する際は、チェックシートによる確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	30,080
47			大阪	天満	2015年 12月28日	2016年 1月4日	○担当部署で受理した国民年金後納保険料納付申込書を確認していたところ、後納期限が間近であるにもかかわらず期日までに処理を行わなかったため、後納期限が経過し後納できなくなったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上、後納保険料を領収することができないことを説明しました。 ●担当部署において、後納保険料納付申込書を処理する際は、後納期限の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	15,900

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
48	国民年金保険料追納申込書の誤り	説明誤り	東京	新宿	2013年 6月18日	2015年 1月13日	○お客様から問合せがあり、65歳以上で老齢年金の受給権があるお客様は国民年金保険料の追納をすることができないことの説明を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上、追納保険料を領収することができないことを説明しました。 ●担当部署において、追納保険料の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
49	国民年金保険料免除理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	神奈川	川崎	2008年 1月28日	2015年 7月9日	○年金相談時にお客様の年金記録を確認していたところ、国民年金保険料免除理由該当届を処理した際に、免除事由発生日以降に納付された保険料は還付すべきところ、そのまま納付記録としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。納付済の保険料は追納したものと訂正処理を行い、1か月分の追納保険料に満たない差額は還付しました。 ●担当部署において、法定免除を処理する際は納付済保険料の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	11,670
50			千葉	事務センター	2015年 3月2日	2015年 9月28日	○年金事務所から連絡があり、障害厚生年金3級のため法定免除に該当しないにもかかわらず法定免除として処理し、納付済みの保険料を還付していたことが判明しました。 ●お客様と連絡が取れなかったため、お詫びの文書を送付しました。訂正処理を行い、誤って還付した保険料の返納処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除を受理する際は障害等級の確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	167,750
51	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	茨城	事務センター	2015年 4月23日	2015年 5月1日	○お客様から問合せがあり、複数人の国民年金保険料の口座振替の緊急停止依頼を金融機関に行う際に、一部のお客様の緊急停止依頼が漏れていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、緊急停止依頼を行う際は依頼件数の確認を徹底するよう周知しました。	7名	過徴収	1,291,520
52			茨城	事務センター	2011年 6月30日	2012年 10月19日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入申出書と同時に受け付けた国民年金保険料口座振替納付申出書を処理する際に、入力順番を誤ったため、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。前納保険料を現金で領収できることとなりましたがお客様と連絡が取れないため文書を送付しました。 ●担当部署において、処理後の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	181,280
53			岡山	岡山西	2015年 2月26日	2015年 6月3日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料の口座振替の緊急停止依頼を受けた後、再開処理を漏らしていたため、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、前納保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、口座振替の緊急停止を行った際は、緊急停止管理簿による管理を徹底するよう周知しました。	1名	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
54	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	入力誤り	宮城	仙台広域 事務センター	2015年 3月17日	2015年 5月22日	○年金事務所から連絡があり、国民年金保険料口座振替納付申出書を処理する際に、口座名義人氏名の入力を誤ったため、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、前納保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、処理後の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
55			茨城	事務センター	2015年 1月28日	2015年 5月26日	○お客様から問合せがあり、委託業者が国民年金保険料口座振替納付申出書を処理する際に口座名義人の入力を誤ったため、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、前納保険料を現金領収しました。 ●委託業者に対し、処理後の確認を徹底するよう指導しました。	1名	-	0
56			高知	事務センター	2015年 11月16日	2016年 1月21日	○お客様から問合せがあり、委託業者が国民年金保険料口座振替納付申出書を処理する際に、預金種別の入力を誤ったため、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、前納ができなかった保険料についてはお客様から納付書で納付すると申出があったため納付書を送付しました。 ●委託業者に対し、預金種別の確認を徹底するよう指導しました。	1名	過徴収	100
57	国民年金保険料免除・納付猶予申請書の誤り	確認・決定誤り	徳島	事務センター	2016年 2月22日	2016年 3月7日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料免除申請書を処理する際に、離職票が添付されていることの確認を漏らしたため、免除区分を誤って承認していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●担当部署において、免除申請書を処理する際は、添付書類の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
58			北海道	事務センター	2015年 3月23日	2016年 2月15日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料免除申請書を処理する際に、婚姻期間の確認を漏らしたため、免除区分を誤って承認していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●担当部署において、免除申請書を処理する際はチェックシートにより婚姻期間や世帯構成等の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
59			愛知	事務センター	2016年 2月3日	2016年 2月18日	○年金事務所から連絡があり、国民年金保険料免除申請書を処理する際に、離職年月日の確認を漏らしたため、免除区分を誤って承認していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●担当部署において、免除申請書を処理する際はチェックシートにより離職年月日等の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
60	国民年金保険料免除・納付猶予申請書の誤り	確認・決定誤り	大阪	大阪広域事務センター	2015年9月頃	2015年11月30日	○年金事務所から連絡があり、国民年金保険料免除申請書を処理する際に、世帯主の所得確認を漏らしたため、免除区分を誤って承認していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●担当部署において、免除申請書を処理する際はチェックシートにより世帯構成等の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
61		入力誤り	大阪	大阪広域事務センター	2015年10月頃	2015年12月4日	○担当部署で国民年金保険料免除申請書の審査結果を再確認していたところ、委託業者が所得金額を誤って入力したため、免除区分を誤って承認していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの文書を正しい通知書とあわせて送付しました。訂正処理を行いました。 ●委託業者に対して、入力内容の確認を徹底するよう指導しました。	11名	-	0
62		説明誤り	山形	寒河江	2015年3月30日	2015年8月19日	○年金請求時に過去の相談事跡を確認していたところ、国民年金保険料の納付相談の際、免除申請が2年前まで遡及できることの説明を漏らしていたことにより、お客様が免除申請をすることができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上、申請期限を経過して免除申請をすることができないことを説明しました。 ●担当部署において、お客様から納付相談があった際は免除申請が可能な期間の説明を漏らさないよう周知しました。	1名	-	0
63	国民年金保険料延滞金納付書の誤り	通知書等の作成誤り	東京	世田谷	2016年2月1日	2016年2月4日	○お客様から問合せがあり、窓口で領収した国民年金保険料の延滞金の収納処理を漏らし、その期間の延滞金納付書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。延滞金の収納処理を行いました。 ●担当部署において、収納処理の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
64	国民年金徴収関係届書等の未処理	未処理・処理遅延	福岡	南福岡	2006年 6月21日	2014年 6月11日	○お客様から問合せがあり、国民年金付加保険料納付申出書の処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上、特定付加保険料として納付していただくことを説明し了承を得ました。 ●担当部署において、処理後の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	38,400
65	国民年金徴収関係届書等の所在不明	受付時の書類管理誤り	千葉	千葉	2015年 5月頃	2015年 7月31日	○担当部署で未処理書類の確認を行っていたところ、区役所に送付した国民年金保険料免除申請書の所在が不明となっていることが判明しました。 ●区役所の担当者がお客様にお詫びの上説明しました。申請書を再提出していただき処理を行いました。 ●区役所に対して、適切な書類の管理を徹底するよう依頼しました。	1名	-	0
66	国民年金徴収関係通知書等の誤送付	誤送付・誤送信	大阪	玉出	2016年 1月22日	2016年 1月26日	○お客様から問合せがあり、被保険者記録照会回答票を2名のお客様に送付する際、送付物を入れ違いにしていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した被保険者記録照会回答票を回収しました。 ●担当部署において、マニュアルに基づく封入・封緘作業を徹底するよう周知しました。	2名	-	0
67			茨城	水戸北	2015年 1月6日	2015年 2月20日	○お客様から問合せがあり、窓口交付時の確認不足により別人の国民年金保険料の納付書を交付し、お客様がその納付書で保険料を納付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い保険料を還付しました。 ●担当部署において、窓口交付の際の本人確認を徹底するよう周知しました。	2名	過徴収	11,250
68	国民年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	東京	中野	2016年 3月15日	2016年 4月13日	○担当部署で国民年金の滞納保険料額を確認していたところ、誤った金額で交付要求を行っていたことが判明しました。 ●担当者が破産管財人にお詫びの上説明しました。過徴収となった受入金を破産管財人に返金しました。 ●担当部署において、交付要求を行う際は滞納金額の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	43,232
69			北海道	札幌西	2016年 2月18日	2016年 2月22日	○お客様から問合せがあり、口座振替で既に保険料を納付済のため、特別催告状の発送対象者から除外すべきであったお客様に対し、特別催告状を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、納付勧奨を行う際は口座振替により保険料が納付されていないか確認を徹底するよう周知しました。	4名	-	0

5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
70	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	東京	北	2015年 9月2日	2015年 12月9日	○委託社会保険労務士が、老齢基礎年金を繰上げ受給中のお客様より加入期間が1年未満の老齢厚生年金の請求があった際に提出いただく請求書の種類を誤ったことから、老齢厚生年金が決定されていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢基礎年金受給権者老齢厚生年金請求書を提出いただき処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	未払い	99,422
71			大阪	大手前	2003年 9月18日	2014年 2月3日	○事務センターや機構本部から連絡があり、合算対象期間や通算対象期間の確認不足により、受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	8,524
72			京都	上京	1999年 9月7日	2014年 3月26日		1名	未払い	599,875
73			鹿児島	加治木	1984年 2月23日	2014年 8月4日		1名	未払い	407,810
74			兵庫	事務センター	2014年 5月22日	2014年 9月8日		1名	未払い	3,980,767
75			兵庫	須磨	2008年 11月6日	2014年 10月30日		1名	未払い	11,324,800
76			岐阜	多治見	2008年 6月頃	2014年 11月13日		1名	未払い	15,991
77			北海道	札幌西	1995年 5月11日	2014年 10月9日	○事務センターから連絡があり、共済組合と厚生年金保険に加入し旧法共済の退職年金を受給していることから、旧法厚生年金保険の老齢年金を決定すべきところ、誤って新法の老齢厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に共済加入期間や受給要件の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,505,704
78			神奈川	横浜西	1987年 5月19日	2015年 1月23日		1名	過払い	2,812,588
79			神奈川	平塚	2006年 12月21日	2016年 1月4日	○機構本部から連絡があり、旧三共済組合期間の取扱いを誤り、特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日を60歳到達年月日とすべきところ、65歳到達年月日で決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に旧三共済組合期間の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	209,722
80	群馬	渋川	2002年 4月1日	2014年 9月25日	○機構本部から連絡があり、旧農林共済組合期間の取扱いを誤り、特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日を60歳到達年月日とすべきところ、65歳到達年月日で決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に旧農林共済組合期間の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	102,302		

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
81	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	東京	府中	1993年 4月23日	2013年 7月11日	○機構本部から連絡があり、戸籍謄本の生年月日や年金記録の確認不足により老齢年金の受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の添付書類及び年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	265,900	
82			三重	伊勢	1993年 10月14日	2014年 9月30日		1名	未払い	205,648	
83			神奈川	厚木	1993年 9月1日	2014年 10月10日		1名	未払い	16,341	
84			埼玉	越谷	1993年 7月8日	2014年 11月27日		1名	未払い	34,275	
85			熊本	熊本西	1988年 3月7日	2015年 2月9日		1名	未払い	172,490	
86			神奈川	相模原	1982年 11月4日	2014年 3月10日		1名	未払い	1,008,750	
87			東京	府中	1997年 11月20日	2014年 11月12日		1名	未払い	59,200	
88			富山	高岡	1977年 11月1日	2014年 6月9日		○機構本部から連絡があり、戸籍謄本の生年月日や年金記録の確認不足により老齢年金の受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の添付書類及び年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
89			神奈川	相模原	1998年 12月2日	2014年 3月14日		○他の年金事務所や事務センターから連絡があり、合算対象期間の確認不足により、受給資格を満たしていないにもかかわらず老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	2,330,029
90			福岡	福岡広域 事務センター	2014年 4月17日	2014年 10月7日		1名	過払い	116,371	
91	静岡	浜松東	2015年 9月11日	2015年 11月11日	○お客様から問合せがあり、老齢厚生年金の請求時に、提出いただく請求書の種類を誤ったことから、お客様の希望していない繰下請求の老齢厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい請求書を提出いただき、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、請求書受付時の書類の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0			

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
92	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	長野	松本	1976年 6月13日	2011年 6月15日	○年金事務所から連絡があり、旧法厚生年金保険の老齢年金の受給権を満たしているにもかかわらず、確認不足により国民年金任意加入を案内し旧法国民年金の老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理をしました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,690,392
93			兵庫	三宮	1990年 5月26日	2013年 7月19日	○事務センターから連絡があり、共済組合と厚生年金保険に加入し旧法共済の退職年金を受給していることから、旧法厚生年金保険の老齢年金を決定すべきところ、誤って新法の老齢厚生年金を決定していたこと及び、配偶者への振替加算の誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の共済加入期間や受給要件の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	215,200
94			埼玉	春日部	1974年 2月頃	2014年 3月20日	○機構本部から連絡があり、旧令共済期間の判明に伴い通算老齢年金の取り消しを行い老齢年金の決定が必要であるにもかかわらず、確認不足から処理を漏らしていたこと及び、遺族年金を決定する際においても、戦時加算記録の登録を誤って決定をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	7,661,015
95			兵庫	西宮	1987年 12月14日	2014年 4月1日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足により、通算老齢年金を取消し老齢年金を決定すべきところ、退職改定を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢年金請求書を提出いただき、訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	10,286,516
96			老齢年金の第四種被保険者期間の誤り	確認・決定誤り	山口	宇部	1964年 8月25日	2014年 7月25日	○事務センターや機構本部から連絡があり、老齢年金を決定する際に、第四種被保険者期間を削除していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の第四種被保険者期間の有無等、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名
97	神奈川	横浜南			1985年 8月29日	2013年 4月24日	○事務センターや機構本部から連絡があり、老齢年金を決定する際に、第四種被保険者期間を削除していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行い、過徴収となった保険料については還付処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の第四種被保険者期間の有無等、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	27,824
98	神奈川	横浜南			1976年 8月13日	2013年 4月24日		1名	過払い	157,182
99	広島	三原			2001年 6月7日	2014年 1月24日		1名	過払い	64,347
100	北海道	札幌北			1994年 4月19日	2014年 5月21日		1名	過払い	76,878
101	愛知	熱田			1983年 12月31日	2014年 7月28日		1名	過払い	11,105
102	広島	福山			1988年 9月9日	2014年 9月12日		1名	過徴収	8,580
103	広島	福山			1980年 8月1日	2014年 9月16日		1名	過払い	166,587
104	岡山	岡山西			2006年 9月28日	2014年 10月15日		1名	過徴収	35,970
105	石川	金沢北			1987年 5月21日	2015年 1月22日		1名	過払い	291,049

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
106	老齢厚生年金の戦時加算の誤り	確認・決定誤り	鹿児島	川内	2009年 6月18日	2013年 12月26日	○事務センターや機構本部から連絡があり、老齢年金を決定する際に、戦時加算記録の登録を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	20,853
107			茨城	水戸北	1978年 10月頃	2014年 9月1日		1名	未払い	952,032
108			東京	葛飾	1988年 12月15日	2014年 11月5日		1名	未払い	738,100
109			愛媛	新居浜	1965年 4月11日	2015年 10月20日		1名	未払い	167,514
110			鹿児島	川内	1992年 6月4日	2013年 10月21日	○事務センターや機構本部から連絡があり、老齢年金及び遺族厚生年金を決定する際に、戦時加算記録の登録を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	250,219
111			広島	広島南	2000年 11月2日	2014年 7月8日		2名	未払い	723,094
112			広島	三原	1974年 12月1日	2014年 10月15日		2名	未払い	2,537,979
113			広島	呉	1988年 8月頃	2014年 10月27日		2名	未払い	961,459
114	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	愛知	刈谷	1979年 1月23日	2014年 1月15日	○事務センターから連絡があり、老齢厚生年金及び遺族厚生年金を決定する際に、旧令共済期間記録の登録を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,751,419
115			広島	広島南	2004年 9月9日	2014年 7月17日		○遺族年金の審査時に年金記録を確認したところ、共済組合加入期間確認通知書等の確認不足により共済加入期間を算入していなかったこと及び、加給年金の加算状況等の確認不足により老齢基礎年金の振替加算が支給されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い
116			神奈川	港北	1994年 8月25日	2013年 6月25日	○内部点検を行っていたところ、共済組合へ移管済みの厚生年金被保険者期間を含めたまま老齢厚生年金を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理をしました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	6,436,656
117			大阪	市岡	1989年 12月13日	2014年 10月24日	○遺族年金の審査時に年金記録を確認したところ、共済組合加入期間確認通知書等の確認不足により、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	100,111
118			大阪	玉出	2003年 7月29日	2015年 4月14日	○遺族年金の審査時に年金記録を確認したところ、共済組合加入期間確認通知書等の確認不足により、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	20,658

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日	判明日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
119	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	神奈川	相模原	2014年 4月22日	2014年 4月22日	○事務センターや機構本部から連絡があり、共済組合加入期間確認通知書等の確認不足により、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	247,390	
120			長野	飯田	1991年 11月7日	2014年 1月9日		1名	未払い	93,342	
121			愛知	瀬戸	1993年 7月1日	2014年 3月24日		○事務センターから連絡があり、共済組合へ移管済みの厚生年金被保険者期間及び、ご本人の年金記録以外の記録も含め老齢厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理をしました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	217,494
122			福岡	福岡広域 事務センター	2014年 9月11日	2014年 10月6日		○機構本部から連絡があり、加入記録の確認不足により、本来、退職共済年金として支給すべき加入期間を老齢厚生年金として決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。退職共済年金請求書を案内しご提出いただき、老齢厚生年金の訂正及び、退職共済年金の決定を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,257,736
123	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	福岡	南福岡	1986年 9月18日	2014年 11月10日	○機構本部から連絡があり、通算老齢年金の失権処理を行い老齢年金を新たに決定する際に、厚生年金被保険者記録の一部を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	448,228	
124			栃木	宇都宮東	1980年 6月1日	2015年 7月24日		1名	未払い	176	
125			神奈川	港北	1986年 6月18日	2014年 6月18日		○機構本部から連絡があり、老齢厚生年金を決定する際に、厚生年金被保険者記録の一部を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	597,438
126			高知	高知西	1981年 8月13日	2014年 9月8日		1名	未払い	152,233	
127			福岡	直方	1977年 5月1日	2014年 10月30日		1名	未払い	19,156	
128			宮城	石巻	1992年 7月8日	2015年 5月22日		1名	未払い	852,342	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
129	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	山口	萩	2002年 9月13日	2015年 3月11日	○機構本部から連絡があり、老齢厚生年金を決定する際に、国民年金被保険者記録の一部を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	179,574	
130			静岡	清水	2001年 9月13日	2012年 4月26日	○機構本部から連絡があり、老齢年金を決定する際に、任意加入期間のため国民年金の免除とはならない期間を免除期間として決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に任意加入期間や受給要件の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	14,200	
131			大阪	淀川	1999年 3月18日	2015年 6月22日	○お客様から連絡があり、480カ月以上の加入可能月数を超過した国民年金被保険者記録の訂正を行わず老齢基礎年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料を還付しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	14,500	
132			兵庫	事務センター	2014年 8月21日	2014年 9月22日	○お客様から連絡があり、480カ月以上の加入可能月数を超過した国民年金被保険者記録の訂正を行わず老齢基礎年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料を還付しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	15,567	
133			愛知	熱田	1986年 2月1日	2014年 7月28日	○事務センターから連絡があり、国民年金と厚生年金の加入期間が重複した状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。過徴収の国民年金保険料を還付し、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	20,709	
134			愛知	岡崎	1980年 8月13日	2014年 9月2日	○事務センターから連絡があり、国民年金と厚生年金の加入期間が重複した状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。過徴収の国民年金保険料を還付し、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	18,556	
135			北海道	帯広	1983年 11月10日	2014年 1月23日	○事務センターから連絡があり、国民年金と厚生年金の加入期間が重複した状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。過徴収の国民年金保険料を還付し、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	66,376	
136			広島	三原	1983年 6月23日	2014年 9月29日	○機構本部から連絡があり、厚生年金保険の通算老齢年金と船員保険の通算老齢年金を決定する際に、加入期間が重複しているにもかかわらず、補正することなく双方の通算老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0	
137			記録訂正誤り	埼玉	春日部	1997年 12月11日	2014年 8月29日	○機構本部から連絡があり、厚生年金被保険者記録の一部を漏らしていたこと及び、ご本人の年金記録以外の記録も含め誤って老齢厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	122,608
138				大阪	城東	2001年 7月16日	2014年 3月7日	○遺族年金の相談時に年金記録を確認したところ、ご本人の年金記録以外の記録も含め誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理をしました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	170,746
139	徳島	事務センター		1969年 5月頃	2014年 5月23日	○年金記録の調査時に確認したところ、ご本人の年金記録以外の記録も含め誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理をしました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	85,699		

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
140	老齢年金の繰上げ・繰下げ請求の誤り	確認・決定誤り	兵庫	尼崎	2013年 8月6日	2013年 10月17日	○共済組合から連絡があり、街角の年金相談センターにおいて、老齢基礎年金を繰上げ請求した場合に支給停止となる退職共済年金の確認不足により、お客様にとって受給額が少なくなる繰上げ請求を案内し、年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの老齢基礎年金について返納の処理をしました。 ●社会保険労務士会から、相談業務を委託している社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	過払い	56,858
141			埼玉	浦和	2015年 6月1日	2015年 8月12日	○お客様から問合せがあり、60歳からの老齢基礎年金の繰上げ請求を希望していたにも関わらず、誤って60歳1カ月からの繰上げ請求による老齢基礎年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、受付時の繰上げ請求希望時期及び提出書類の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	39,583
142			栃木	宇都宮東	2015年 1月14日	2015年 1月8日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が老齢基礎年金を繰上げ請求した場合に支給停止となる老齢厚生年金の定額部分の確認不足により、お客様にとって受給額が少なくなる繰上げ請求を案内し、年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●社会保険労務士会から、相談業務を委託している社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	未払い	11,150
143			神奈川	横浜中	2015年 7月17日	2015年 8月21日	○お客様から問合せがあり、街角の年金相談センターにおいて特別支給の老齢厚生年金の請求時の確認不足により、お客様の希望していた老齢基礎年金の繰上げ請求書の案内を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、繰上げ請求書を提出いただきました。繰上げ請求の処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●社会保険労務士会から、相談業務を委託している社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	未払い	46,833
144			大阪	大阪広域 事務センター	2015年 3月19日	2015年 5月15日	○お客様から問合せがあり、繰上げ請求の老齢基礎年金請求書の審査時に入力項目の記載を漏らしたことから、繰上げによる老齢基礎年金が決定されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、審査時や入力後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	32,884
145			兵庫	事務センター	2015年 2月4日	2015年 6月17日		1名	未払い	100,507
146			大阪	大阪広域 事務センター	2014年 5月29日	2015年 5月27日	○お客様から問合せがあり、委託業者が繰下げ請求の老齢基礎年金請求書の審査時に入力項目の記載を漏らしたことから、老齢基礎年金を繰下げ請求とすべきところ、誤って老齢厚生年金を繰下げ請求として決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理をしました。 ●委託業者に対して再発防止策を講じるよう指導しました。	1名	過払い	524,754

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
147	老齢年金の繰上げ・繰下げ請求の誤り	確認・決定誤り	神奈川	藤沢	2014年 7月8日	2014年 9月2日	○市役所から連絡があり、市役所の担当者が繰下げ請求の老齢年金請求書の案内を漏らしたことから、お客様の希望していない65歳時点での老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。裁定取消しを行い繰下げ請求の老齢年金を決定し、過払いの年金については返納の処理をしました。 ●市役所に対して繰下げ請求の取扱いについて注意するよう周知しました。	1名	過払い	691,001
148			山梨	大月	1981年 10月26日	2014年 8月18日	○機構本部から連絡があり、老齢年金請求時の職歴等の確認不足から、本来繰上げ請求ができない共済組合加入中に繰上げ請求書を受け付け、年金の決定をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金請求の際には職歴等による年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,378,849
149			神奈川	横浜西	2014年 4月2日	2014年 6月10日	○お客様から問合せがあり、繰上げ請求書の受付時の確認不足により、お客様が一部繰り上げ請求を希望しているにもかかわらず、全部繰り上げ請求で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、受付時の繰り上げ請求方法の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	14,669
150	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	広島	呉	1987年 12月24日	2014年 9月12日	○他の部署から連絡があり、戸籍謄本の死亡年月日の確認不足により、遺族年金の受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時には、添付書類により受給権発生年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	806,643
151			広島	呉	2006年 8月24日	2014年 9月11日	○事務センターから連絡があり、厚生年金被保険者記録の一部を漏らし遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
152			山口	宇部	1998年 2月26日	2014年 9月22日	○機構本部から連絡があり、船員保険被保険者記録を漏らし遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	110,862

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
153	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	岡山	岡山西	2003年 11月15日	2014年 10月22日	○事務センターから連絡があり、旧令共済期間の算入を漏らし遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び旧令共済期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,503,399
154			愛知	豊田	1984年 2月3日	2014年 4月15日	○事務センターや機構本部から連絡があり、厚生年金被保険者記録の一部を漏らし遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	907,467
155			愛知	瀬戸	2001年 6月21日	2015年 2月13日	●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,035,012
156			山口	岩国	2006年 6月8日	2015年 6月25日		1名	未払い	35,800
157			和歌山	事務センター	2015年 8月3日	2015年 8月25日	○他の部署から連絡があり、戸籍謄本の死亡年月日の確認不足により、遺族年金の受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時には、添付書類により受給権発生年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	458,566
158			千葉	木更津	2004年 12月25日	2014年 8月18日	○機構本部から連絡があり、船員保険記録を漏らし遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	662,292
159			鹿児島	川内	2001年 12月6日	2014年 1月14日	○事務センターや機構本部から連絡があり、遺族年金を決定する際に、戦時加算記録の登録を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	592,696
160			岐阜	岐阜北	1999年 12月7日	2014年 1月31日		1名	未払い	1,645,075
161			愛知	瀬戸	2001年 6月21日	2014年 2月19日		1名	未払い	448,139
162			愛知	笠寺	2005年 9月15日	2014年 3月10日		1名	未払い	315,438
163			新潟	新発田	2007年 3月28日	2014年 4月8日		1名	未払い	274,376
164			岐阜	岐阜北	2002年 1月17日	2014年 6月13日		1名	未払い	1,697,228
165			神奈川	藤沢	1999年 11月1日	2014年 6月20日		1名	未払い	101,239
166			群馬	渋川	1989年 4月1日	2014年 7月1日		1名	未払い	982,646
167			徳島	徳島南	1998年 11月19日	2014年 7月7日		1名	未払い	1,164,388

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
168	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	徳島	徳島南	1983年 7月1日	2014年 8月4日	○事務センターや機構本部から連絡があり、遺族年金を決定する際に、戦時加算記録の登録を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,100,563
169			島根	松江	2005年 3月10日	2014年 8月5日		1名	未払い	11,610
170			東京	府中	1997年 10月25日	2014年 8月5日		1名	未払い	146,000
171			愛媛	新居浜	2001年 2月22日	2014年 8月20日		1名	未払い	1,770,960
172			東京	板橋	1999年 1月31日	2014年 9月9日		1名	未払い	1,124,958
173			島根	松江	2000年 3月9日	2014年 9月11日		1名	未払い	244,313
174			鳥取	倉吉	2000年 1月27日	2014年 9月18日		1名	未払い	3,180,627
175			東京	世田谷	2000年 8月10日	2014年 9月24日		1名	未払い	436,333
176			北海道	札幌西	2003年 11月17日	2014年 9月25日		1名	未払い	438,286
177			北海道	札幌西	1995年 9月7日	2014年 9月25日		1名	未払い	840,410
178			北海道	札幌西	1998年 7月2日	2014年 9月25日		1名	未払い	12,092,217
179			三重	津	2002年 12月3日	2014年 10月7日		1名	未払い	114,700
180			宮城	仙台北	2001年 1月18日	2014年 10月16日		1名	未払い	836,419
181			東京	葛飾	1999年 11月25日	2014年 11月5日		1名	未払い	739,500
182			埼玉	川越	2008年 1月13日	2015年 6月22日		1名	未払い	77,328
183			愛知	笠寺	2008年 1月17日	2015年 7月10日		1名	未払い	79,171
184			福岡	福岡広域 事務センター	2015年 7月21日	2015年 7月21日		1名	未払い	9,667
185			神奈川	平塚	1992年 12月10日	2015年 12月24日		1名	未払い	134,694
186	兵庫	西宮	2011年 2月21日	2014年 5月1日	○お客様から問合せがあり、死亡したお客様の被保険者期間中に初診日がある傷病及び死亡原因の確認不足により、短期要件の遺族年金を決定すべきところ誤って長期要件の遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金の決定時には、短期・長期の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,189,887		

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
187	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	東京	北	1999年 11月25日	2014年 10月15日	○基礎年金番号の重複取消処理を行っていたところ、遺族年金を決定する際に、旧三共済組合期間の算入を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び旧三共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	6,162,255
188			大阪	天王寺	1995年 3月17日	2015年 5月12日	○機構本部から連絡があり、共済組合の短期要件の遺族共済年金の受給権者であることの確認不足により、誤って長期要件の遺族厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金の決定時に短期・長期の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	350,800
189	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	福岡	西福岡	2015年 2月9日	2015年 4月24日	○市役所から連絡があり、市役所の担当者が初診日の確認を漏らしたことから、本来、障害厚生年金請求書を受付すべきところ、誤って障害基礎年金請求書を受付していたことが判明しました。 ●市役所の担当者がお客様にお詫びの上説明しました。障害厚生年金請求書の提出をいただきました。 ●市役所に対して再発防止策を講ずるよう連絡しました。	1名	-	0
190			大阪	大阪広域事務センター	2015年 1月16日	2015年 1月21日	○機構本部から連絡があり、障害年金の種別の確認を漏らしたことから、本来、事務センターへ障害状態確認届を進達すべきところ、誤って機構本部へ進達したため、入力期限に間に合わず1月分の年金が未払いとなったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金の支払がされたことを確認しました。 ●担当部署において、進達時に進達先の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	128,800
191			本部	機構本部 (障害年金業務部)	2015年 11月9日	2015年 11月25日	○他の部署から連絡があり、お客様から提出いただいた障害給付加算額加給年金額加算開始事由該当届の添付書類の写しを他の部署に回付した際、一部写しの回付を漏らしていました。このため、他の部署からお客様に添付書類に不足があるとして提出依頼をし、重複して提出していただいていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、受付時に届書及び添付書類の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
192			大阪	玉出	2005年 6月30日	2014年 8月19日	○基礎年金番号の重複取消処理を行ったところ、同一の傷病で異なる二つの基礎年金番号により障害基礎年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、相談時や請求時に、お客様の年金の受給状況等について確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
193			神奈川	横浜西	2014年 1月30日	2014年 5月21日	○お客様から問合せがあり、障害基礎年金請求書の受付時に加給年金対象者となるお客様の記載の案内を漏らしたため、子の加算がされずに障害基礎年金が決定されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、受付時の記載項目の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,016,034

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明日月	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
194	特別障害給付金の誤り	確認・決定誤り	大阪	大阪広域事務センター	2013年12月12日	2014年6月20日	○他の部署から連絡があり、特別障害給付金の過払い金についてお客様へ返納告知した際、時効消滅している債権を算入して返納告知していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の返納金について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、返納告知をする債権を決定する際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	14,400
195			茨城	事務センター	2013年10月1日	2015年5月21日	○老齢年金の年金額改定に伴う特別障害給付金の給付金額の変更処理を行っていたところ、前年の年金額改定に伴う特別障害給付金の給付金額の変更処理が漏れていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金額改定時の特別障害給付金の取扱い及び変更処理の確認について徹底するよう周知しました。	1名	過払い	8,874
196	年金分割にかかる誤り	確認・決定誤り	福岡	福岡広域事務センター	2015年6月11日	2015年9月16日	○遺族年金の審査の際に年金記録を確認したところ、離婚時の標準報酬改定処理について本来、当事者の一方の死亡後に受け付けた場合、死亡日の前日を改定年月日とすべきところ、誤って受付年月日を改定年月日としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時に離婚後の標準報酬改定請求の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	2名	-	0
197	年金の支払額や支払時期等の誤り	確認・決定誤り	広島	広島西	2007年10月2日	2014年4月15日	○事務センターから連絡があり、警告リスト等の確認不足により、老齢年金の退職改定を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知を行いました。	1名	未払い	14,129
198			兵庫	明石	1986年4月1日	2014年8月4日		1名	未払い	48,000
199			東京	江戸川	1986年7月20日	2014年6月13日	○機構本部から連絡があり、老齢年金の退職改定処理において、受給権発生後の被保険者種別の登録漏れにより、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知を行いました。	2名	未払い	703,437
200			北海道	札幌北	2015年5月1日	2015年6月26日	○お客様から問合せがあり、支払等に係るスケジュールの確認不足により、誤って老齢年金請求書の提出方法の案内を行ったため、お客様へ説明した時期に年金が支払われなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金請求書の提出を案内する際は支払等に係るスケジュールの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	382,615

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
201	年金の支払額や支払時期等の誤り	確認・決定誤り	鹿児島	鹿児島北	1981年 6月1日	2015年 6月12日	○機構本部から連絡があり、在職中の支給停止割合の変更に伴う警告リスト等の確認不足により、在職老齢年金受給者の支給停止割合を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に在職中の支給停止割合の変更に伴う警告リストの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	155,650	
202			愛媛	松山西	1980年 7月20日	2015年 7月28日		1名	未払い	8,185	
203			東京	千代田	1979年 6月頃	2015年 8月7日		1名	未払い	175,275	
204			岐阜	岐阜南	1981年 12月10日	2012年 11月26日		○機構本部から連絡があり、老齢年金の改定処理の際に、標準報酬月額登録を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、改定処理時の記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	24,800
205			愛知	笠寺	1982年 7月1日	2014年 1月29日			1名	未払い	32,381
206			岡山	津山	1980年 10月1日	2014年 3月25日			1名	未払い	11,630
207			愛知	瀬戸	1979年 9月20日	2014年 5月14日			1名	未払い	5,651
208			広島	福山	1985年 11月20日	2014年 5月14日			1名	未払い	100,053
209			大分	別府	2014年 5月15日	2014年 5月15日			1名	未払い	10,018
210			大分	別府	2014年 6月9日	2014年 6月9日			1名	未払い	5,276
211	加給年金の誤り	確認・決定誤り	大阪	天王寺	2004年 2月5日	2014年 10月30日	○事務センターから連絡があり、老齢年金の請求の際に、請求者と配偶者の生計維持関係の確認不足から、加給年金の支給に必要な書類の案内を漏らし年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、相談時や請求時には生計維持関係の確認を徹底するよう周知しました。		1名	未払い	1,882,716
212			静岡	掛川	2008年 7月25日	2013年 11月1日			1名	未払い	2,261,278
213			大阪	堺東	1991年 6月13日	2014年 8月25日			○遺族年金の請求時に年金記録を確認したところ、老齢年金決定時における配偶者の生年月日や年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額及び振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	2名	未払い

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)		
214	加給年金の誤り	確認・決定誤り	神奈川	藤沢	2011年 7月13日	2013年 5月7日	○年金相談時に年金記録を確認したところ、配偶者が老齢年金の受給者となった際、本来、老齢・障害給付加給年金額支給停止事由該当届を提出いただくところ、誤って加算額・加給年金額対象者不該当届の提出を案内し、年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、相談時に提出を案内する書類の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	260,332		
215			愛知	鶴舞	2001年 2月9日	2012年 10月18日	○事務センターや機構本部から連絡があり、老齢年金決定時における配偶者の生年月日や年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,006,267		
216			兵庫	西宮	1993年 4月20日	2012年 4月3日	○事務センターや機構本部から連絡があり、老齢年金決定時における配偶者の生年月日や年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	274,300		
217			愛知	一宮	1991年 8月20日	2014年 1月10日		1名	未払い	32,733		
218			神奈川	横浜西	1992年 3月20日	2014年 4月4日		1名	未払い	93,951		
219			香川	高松西	1990年 1月26日	2014年 7月11日		1名	未払い	669,177		
220			岡山	岡山西	1995年 10月2日	2014年 7月25日		1名	未払い	829,000		
221			広島	三次	1987年 3月14日	2014年 10月16日		1名	未払い	15,566		
222			石川	金沢北	1991年 2月4日	2014年 10月17日		1名	未払い	130,565		
223			茨城	事務センター	1989年 11月16日	2015年 5月27日		1名	未払い	5,967,078		
224			説明誤り	埼玉	川越	2012年 9月3日		2012年 9月5日	○年金相談時に年金記録を確認したところ、お電話でお客様の加給年金が過払いになっているため返納いただく金額を説明した際に、誤った返納額を説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上、返納いただく正しい金額について説明しました。 ●担当部署において、相談時に年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
225	振替加算の誤り	確認・決定誤り	岩手	宮古	1991年 10月3日	2013年 3月22日	○遺族年金の請求時又は機構本部や事務センターから連絡があり、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態を登録を行ったことにより、誤った振替加算を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	977,106
226			神奈川	藤沢	1996年 12月26日	2013年 4月23日		1名	過払い	797,203
227			兵庫	西宮	1994年 6月28日	2013年 4月25日		1名	未払い	290,641
228			三重	伊勢	1984年 1月25日	2014年 1月20日		1名	未払い	3,696,784
229			秋田	秋田	1990年 6月28日	2014年 5月9日		1名	未払い	3,447,929
230			青森	弘前	1990年 4月26日	2014年 5月9日		1名	未払い	4,984,196
231			東京	葛飾	1997年 10月24日	2014年 5月12日		1名	過払い	934,000
232			宮城	古川	1993年 4月20日	2014年 6月20日		1名	過払い	1,100,062
233			兵庫	明石	1989年 5月11日	2014年 7月23日		1名	未払い	4,536,378
234			神奈川	港北	2008年 11月28日	2014年 7月28日		1名	未払い	855,918
235			東京	江東	2005年 4月28日	2014年 8月15日		1名	未払い	1,364,118
236			埼玉	浦和	1987年 5月9日	2014年 8月29日		1名	未払い	5,198,625
237			埼玉	浦和	2001年 11月8日	2014年 9月2日		1名	未払い	1,156,200
238			東京	府中	1996年 9月27日	2014年 9月3日		1名	未払い	3,689,581
239			神奈川	藤沢	1995年 1月12日	2014年 9月4日		1名	未払い	263,639
240			東京	江東	1994年 4月21日	2014年 9月5日		1名	未払い	193,376
241			東京	立川	1995年 1月19日	2014年 9月5日		1名	未払い	2,910,191
242	東京	府中	2001年 5月31日	2014年 9月9日	1名	未払い	2,070,000			
243	広島	呉	1989年 1月頃	2014年 9月9日	1名	未払い	4,851,597			

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
244	振替加算の誤り	確認・決定誤り	神奈川	横浜西	1991年 3月14日	2014年 9月10日	○遺族年金の請求時又は機構本部や事務センターから連絡があり、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態を登録を行ったことにより、誤った振替加算を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,138,440
245			大阪	枚方	1989年 10月12日	2014年 9月26日		1名	未払い	4,690,987
246			兵庫	尼崎	2004年 2月23日	2014年 10月1日		1名	未払い	1,623,187
247			岡山	高梁	1987年 2月頃	2014年 10月15日		1名	未払い	4,246,354
248			広島	広島東	1991年 10月18日	2014年 10月23日		1名	未払い	874,526
249			兵庫	西宮	1993年 12月13日	2014年 10月23日		1名	未払い	3,130,000
250			神奈川	相模原	1988年 3月31日	2014年 11月10日		1名	未払い	4,800,725
251			京都	中京	1992年 2月6日	2014年 11月12日		1名	未払い	5,215,515
252			大阪	天王寺	2008年 12月11日	2015年 1月27日		1名	未払い	742,998
253			福岡	小倉南	2000年 7月27日	2015年 3月4日		1名	過払い	2,029,550
254			栃木	栃木	1978年 4月16日	2015年 4月10日		1名	未払い	4,448,321
255			東京	立川	1994年 7月30日	2015年 4月28日		1名	未払い	2,569,757
256			神奈川	平塚	1991年 11月20日	2015年 5月18日		1名	未払い	4,155,157
257			徳島	事務センター	2010年 1月26日	2015年 5月21日		1名	未払い	617,013
258			徳島	阿波半田	1992年 4月22日	2015年 9月7日		1名	未払い	5,117,373
259	神奈川	横浜南	1992年 4月16日	2016年 2月5日	1名	未払い	3,740,390			

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
260	振替加算の誤り	確認・決定誤り	香川	高松東	2008年 9月29日	2014年 8月4日	○遺族年金の請求時又は機構本部から連絡があり、配偶者の退職共済年金の加給年金の加算状況等の確認不足により、老齢基礎年金の振替加算が支給されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	825,067	
261			香川	高松西	2006年 10月14日	2014年 8月27日		1名	未払い	1,122,017	
262			福島	郡山	2005年 12月21日	2014年 8月29日		1名	未払い	1,338,522	
263			群馬	渋川	2006年 9月1日	2014年 10月10日		1名	未払い	1,133,408	
264			東京	府中	2009年 10月15日	2014年 11月10日		1名	未払い	617,719	
265			三重	津	2010年 1月30日	2015年 7月6日		1名	未払い	645,534	
266			香川	高松西	2009年 1月15日	2015年 8月25日		1名	未払い	844,909	
267			愛知	笠寺	2008年 8月21日	2015年 8月27日		1名	未払い	876,390	
268			埼玉	浦和	1994年 1月6日	2014年 7月25日		○遺族年金の請求時又は機構本部や事務センターから連絡があり、配偶者の老齢厚生年金の決定後に配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、老齢基礎年金に振替加算が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,247,375
269			兵庫	尼崎	1997年 10月19日	2014年 8月4日			1名	未払い	3,371,675
270			兵庫	西宮	2005年 3月3日	2014年 8月4日	1名		未払い	3,175,600	
271			東京	立川	1994年 5月10日	2014年 8月11日	1名		未払い	3,675,493	
272			東京	江東	1998年 5月28日	2014年 8月19日	1名		未払い	2,242,716	
273			東京	江東	1993年 3月20日	2014年 8月25日	1名		未払い	4,590,583	
274			東京	江東	2003年 1月24日	2014年 9月1日	1名		未払い	1,054,224	
275			神奈川	厚木	1997年 1月1日	2014年 9月5日	1名		未払い	3,481,952	
276			神奈川	港北	1993年 8月31日	2014年 9月25日	1名		未払い	3,659,415	
277			兵庫	西宮	1995年 3月30日	2014年 9月26日	1名		未払い	3,447,000	
278			東京	府中	1995年 10月15日	2014年 10月14日	1名	未払い	3,869,164		
279			埼玉	浦和	1994年 11月17日	2014年 10月17日	1名	未払い	3,610,649		

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
280	振替加算の誤り	確認・決定誤り	香川	高松東	1995年 7月30日	2014年 11月7日	○遺族年金の請求時又は機構本部や事務センターから連絡があり、配偶者の老齢厚生年金の決定後に配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、老齢基礎年金に振替加算が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,054,907
281			岐阜	岐阜南	1995年 3月1日	2015年 5月25日		1名	未払い	3,610,350
282			大阪	八尾	1999年 9月2日	2015年 7月22日		1名	未払い	2,796,016
283			大阪	福島	1990年 10月25日	2015年 8月14日		1名	未払い	5,014,394
284			大阪	堺東	1993年 11月5日	2015年 8月14日		1名	未払い	4,664,605
285			茨城	下館	1990年 11月12日	2015年 8月17日		1名	未払い	4,025,053
286			大阪	天王寺	1999年 6月30日	2015年 8月24日		1名	未払い	2,887,975
287			神奈川	横浜中	1998年 3月12日	2015年 9月11日		1名	未払い	2,766,557
288			香川	高松西	1997年 4月1日	2015年 9月28日		1名	未払い	3,401,250
289			東京	足立	2009年 10月22日	2015年 12月4日		1名	未払い	2,540,054
290			再裁定の誤り	確認・決定誤り	宮崎	宮崎		2008年 4月1日	2013年 12月12日	○遺族年金の請求時又は機構本部や事務センターから連絡があり、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理を行う際には、再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。
291	大阪	枚方			1995年 6月29日	2014年 5月30日	1名	未払い	1,877,805	
292	大阪	堺東			2007年 11月5日	2014年 9月17日	1名	未払い	214,197	
293	鳥取	米子			1999年 7月4日	2014年 10月3日	1名	未払い	1,120,959	
294	東京	練馬	2011年 6月18日	2013年 9月13日	○事務センターから連絡があり、遺族厚生年金請求の相談の際、遺族厚生年金を請求した場合、遺族厚生年金の受給権発生日が繰り下げ請求による老齢基礎年金の受給権発生日より前となるため、繰下げ請求が取り消しとなることを説明せずに遺族厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。遺族厚生年金の取消し処理を行い、過払いの年金については返納の処理をしました。 ●担当部署において、他年金の受給権発生日以降は繰下げ請求できないことについて周知しました。	1名	過払い	1,488,926		
295	大分	別府	1987年 12月24日	2014年 9月5日	○機構本部から連絡があり、厚生年金記録の追加により標準報酬と受給権発生日の訂正を行うべきところ、標準報酬のみ訂正し再裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、厚生年金記録判明時に記録補正を行う場合には、受給権発生日について再裁定の要否を確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,547,000		

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
296	再裁定の誤り	確認・決定誤り	熊本	本渡	1990年 10月頃	2014年 2月10日	○機構本部から連絡があり、厚生年金記録と旧令共済期間が新たに判明したことにより標準報酬と受給権発生年月日の訂正を行うべきところ、標準報酬のみ訂正し再裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、厚生年金記録判明時に記録補正を行う場合には、受給権発生年月日について再裁定の要否を確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	714,300
297			鹿児島	川内	2008年 10月2日	2013年 10月28日	○機構本部から連絡があり、厚生年金被保険者記録の訂正に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録判明時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	251,683
298			静岡	三島	1985年 4月頃	2014年 5月9日		1名	未払い	228,911
299			本部	機構本部 (支払部)	2015年 5月28日	2015年 7月9日		1名	過払い	94,958
300			佐賀	佐賀	1986年 10月20日	2015年 8月18日		1名	未払い	119,860
301			福井	事務センター	2014年 4月28日	2015年 9月18日		1名	過払い	444,663
302			愛知	笠寺	1995年 8月31日	2013年 12月10日		○事務センターから連絡があり、老齢基礎年金の決定後に国民年金保険料が納付されたため再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録判明時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い
303			東京	青梅	2009年 3月頃	2014年 11月17日	1名	未払い	253,039	
304			年金選択の誤り	確認・決定誤り	兵庫	明石	2014年 3月10日	2014年 7月31日	○共済組合から連絡があり、旧三共済の遺族給付にかかる特例年金の確認を漏らしたことから、お客様に有利な年金選択となっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、相談時には他の年金の受給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名
305	沖縄	名護			1986年 6月11日	2014年 3月31日	○機構本部から連絡があり、年金選択申出書の処理の際に、年金選択が変更となる年月日の登録を誤り、正しい年金選択となっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金選択の処理の際のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	754,479
306	兵庫	三宮			2013年 11月19日	2014年 5月26日	○お客様から問合せがあり、年金相談時に、年金額の確認不足から年金選択申出書の記入方法の説明を誤り、お客様に有利な年金選択となっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いや受給要件の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	199,625

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
307	年金選択の誤り	確認・決定誤り	京都	中京	2012年 9月26日	2014年 4月17日	<p>○お客様から問合せがあり、特別支給の老齢厚生年金と雇用保険との調整の取扱いの確認不足により、雇用保険受給の待機期間にかかる老齢厚生年金の支払い時期の説明を誤り、年金受給選択申出書の提出が遅くなり、お客様の希望する時期に年金の支払いができなかったことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、年金受給選択申出書を提出いただき、選択処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、年金選択の取扱い及び雇用保険との調整について確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未払い	198,300
308			大阪	貝塚	2014年 1月30日	2014年 4月18日	<p>○機構本部から連絡があり、委託社会保険労務士が年金相談時に傷病手当金についての考慮を漏らし、年金選択申出書の記入方法の説明を誤ったため、お客様に有利な年金選択となっていなかったことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金の年金について返納の処理をしました。</p> <p>●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。</p>	1名	過払い	1,550,886
309			大阪	大阪広域 事務センター	2013年 12月6日	2015年 2月19日	<p>○お客様から問合せがあり、年金相談時に、比較する年金額の算出を誤ったため、お客様に有利な年金選択となっていなかったことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いや受給要件の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未払い	225,866
310			東京	世田谷	2008年 11月6日	2015年 5月29日	<p>○未支給年金の審査を行っていたところ、老齢基礎年金の決定時に年金受給選択申出書の進達を漏らしたため、お客様に有利な年金選択となっていないことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、年金決定後の選択申出書の取扱いについて周知しました。</p>	1名	未払い	2,283,998
311		説明誤り	神奈川	横浜西	2013年 7月17日	2013年 10月2日	<p>○お客様から問合せがあり、厚生年金基金から支給される代行部分や税金の考慮漏れにより、お客様に誤った年金選択を案内し決定していることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、相談時に年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未払い	741,107

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
312	年金の支払保留処理の誤り	確認・決定誤り	岡山	岡山広域事務センター	2014年7月31日	2015年4月8日	○機構本部から連絡があり、年金受給選択処理のために老齢年金決定時に支払いの保留を行い、その後保留解除処理を漏らしたことにより、老齢年金のお支払いが行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録及び年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,620,883
313	未支給年金に係る誤り	確認・決定誤り	本部	機構本部(支払部)	2015年11月5日	2015年12月9日	○他の年金事務所から連絡があり、未支給請求書の処理時に、年金の受取先を誤って登録したまま支給決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	299,466
314			本部	機構本部(支払部)	2015年7月15日	2015年7月14日	○他の部署から連絡があり、死亡者の厚生年金記録判明に伴い旧法による厚生年金保険の老齢年金の裁定及び未支給年金の決定を行う際に、戸籍等の確認不足から、配偶者の死亡後も誤って老齢年金に加給年金を加算して未支給年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の戸籍等の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	222,000
315			兵庫	西宮	2015年3月11日	2015年4月21日	○お客様から連絡があり、支払等に係るスケジュールの確認不足により支払保留の処理を処理期限までに行わなかったため、誤って死亡したお客様の口座へ未支給年金が支払われていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、未支給年金が支払われる口座及び時期について確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	392,800
316	死亡届の誤り	確認・決定誤り	宮崎	都城	1994年8月20日	2014年7月30日	○機構本部から連絡があり、戸籍謄本や住民票の確認不足により年金受給者の死亡年月日を誤って登録していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、死亡年月日登録時の戸籍謄本等の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	150,458
317	扶養親族等申告書の誤り	確認・決定誤り	本部	機構本部(支払部)	2014年1月17日	2014年1月17日	○委託業者が扶養親族等申告書の仕分け作業を誤ったことから正常に登録処理が行われなかったために所得税の控除額を誤り、正しい年金支給となっていないことが判明しました。 ●担当部署からお客様にお詫び文書とともに、確定申告の案内及び扶養親族等申告書の提出のお願いを行いました。扶養親族等申告書の提出があった方については訂正処理を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●委託業者に対して再発防止策を講ずるよう指導しました。	205名	過徴収	175,492
318	年金の振込先金融機関・住所変更に係る誤り	確認・決定誤り	宮崎	事務センター	2015年10月14日	2015年12月15日	○お客様から問合せがあり、委託業者が老齢年金請求書の処理時に金融機関コードの登録を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者に対して再発防止策を講じるよう指導しました。	1名	未払い	1,499,062

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
319	年金の振込先金融機関・住所変更に係る誤り	確認・決定誤り	福井	事務センター	2015年 9月4日	2015年 11月20日	○お客様から問合せあり、住所・支払金融機関変更届を処理不要としたため、支払先の変更がされていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様へお詫びの上説明しました。住所・支払金融機関変更届の処理を行い、お客様の希望される金融機関へ年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
320		入力誤り	大阪	大阪広域 事務センター	2014年 12月15日	2015年 3月19日	○他の部署から連絡があり、委託業者が住所・受取機関変更届の処理時に口座番号の登録を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者に対して再発防止策を講じるよう指導しました。	1名	未払い	143,999
321	年金記録の統合等の誤り	記録訂正誤り	神奈川	高津	2009年 10月2日	2014年 3月24日	○年金相談時に年金記録を確認したところ、お客様の厚生年金被保険者記録が、別のお客様の記録に混在した状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いのあるお客様には返納の処理を行い、未払いのあるお客様には正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	2名	その他	9,069,866
322			東京	世田谷	2010年 4月26日	2013年 5月30日	○年金事務所や事務センターから連絡があり、ご本人の年金記録以外の記録も含め誤って老齢年金を再裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	983,174
323	年金給付関係書類の誤送付	誤送付・誤送信	福岡	東福岡	2015年 9月3日	2015年 9月14日	○市役所から連絡があり、年金証書を送付する際に、誤って別人の年金証書を混在して送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した書類を回収しお客様にお渡ししました。 ●担当部署において、封入封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	-	0
324			大阪	平野	2016年 2月29日	2016年 3月3日	○お客様から連絡があり、離婚分割のための情報通知書を送付する際、送付先住所の登録を誤り、希望された住所に送付していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様に説明の上お詫びしました。訂正処理を行い、年金分割のための情報通知書をお渡ししました。 ●担当部署において入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	-	0
325			秋田	大曲	2015年 8月7日	2015年 8月10日	○お客様から問合せがあり、被保険者記録回答票を送付する際に、誤って別人の記録が記載されたものを混在したまま送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した被保険者記録回答票を回収し、正しい被保険者記録回答票をお渡ししました。 ●担当部署において、封入封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
326	年金給付関係書類の交付誤り	誤送付・誤送信	東京	渋谷	2016年 2月12日	2016年 2月17日	<p>○お客様から問合せがあり、基礎年金番号や氏名等の確認不足から、誤って別人の記録が記載された被保険者記録回答票を交付していたことが判明しました。</p> <p>●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した被保険者記録回答票を回収し、正しい被保険者記録回答票をお渡ししました。</p> <p>●担当部署において、書類の交付時にマニュアルに沿った確認等を徹底するよう周知しました。</p>	1名	-	0
327			大阪	吹田	2015年 8月10日	2015年 8月12日	<p>○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が基礎年金番号や氏名等の確認不足から、誤って別人の記録が記載された年金見込額回答票を交付していたことが判明しました。</p> <p>●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した年金見込額回答票を回収し、正しい年金見込額回答票を交付しました。</p> <p>●社会保険労務士会から、相談業務を委託している社会保険労務士に対し指導が行われました。</p>	1名	-	0
328		確認・決定誤り	兵庫	豊岡	2015年 9月11日	2015年 10月19日	<p>○お客様から問合せがあり、お客様が年金請求の代理人に委任していない年金見込額を、誤って代理人に対して交付していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。</p> <p>●担当部署において、代理人による年金請求時の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	-	0
329	年金給付関係書類の所在不明	説明誤り	大分	別府	2015年 7月23日	2015年 12月11日	<p>○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が資格要件の確認不足から、誤った要件で試算した年金見込額を交付していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい年金見込額を交付しました。</p> <p>●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。</p>	1名	-	0
330		受理後の書類管理誤り	滋賀	彦根	2014年 1月14日	2015年 6月19日	<p>○お客様から問合せがあり、年金選択申出書が処理されておらず所在不明になっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金選択申出書を再提出いただき処理を行い、過払いの年金について返納の処理をしました。</p> <p>●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。</p>	1名	過払い	191,033
331		受付時の書類管理誤り	神奈川	小田原	2015年 2月25日	2015年 8月26日	<p>○お客様から問合せがあり、年金選択申出書が処理されておらず所在不明になっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金選択申出書を再提出いただき処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未払い	84,817

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
332	年金給付関係書類の未処理	受付時の書類管理誤り	本部	機構本部 (年金相談部)	2015年 8月31日	2015年 11月16日	○お客様から問合せがあり、コールセンターで受け付けた年金見込額試算に関する書類の送付処理がされていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、年金見込額試算を送付しました。 ●委託業者に対して、受け付けた処理の事跡のチェックを徹底するよう指導しました。	18名	-	0
333			本部	機構本部 (支払部)	2015年 10月28日	2016年 3月7日	○年金事務所から問合せがあり、未支給年金請求書に添付されていた加給年金額対象者不該当届を他部署へ回送することを漏らしたことから、誤って加給年金が支払われたままとなっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様へお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、添付書類の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	74,833
334		未処理・処理遅延	岐阜	岐阜南	2009年 4月1日	2013年 8月29日	○未処理書類の点検を行っていたところ、再裁定報告書等の機構本部への進達漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	94名	その他	4,210,380
335			千葉	幕張	2010年 7月12日	2014年 1月29日	○未処理書類の点検時又は内部監査により、未支給年金請求書の処理漏れ、再裁定報告書等の機構本部への進達漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	32名	その他	27,147,608
336			茨城	事務センター	1982年 3月31日	2014年 9月2日	○未処理書類の点検時又は内部監査により、未支給年金請求書の処理漏れ、再裁定報告書等の機構本部への進達漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,555,958
337			福岡	福岡広域 事務センター	2014年 10月7日	2015年 10月16日	○お客様から問合せがあり、審査に必要な記録整備の依頼を本部に行っていないため、遺族年金の処理が漏れていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,566,699

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
338	年金給付関係書類の未処理	未処理・処理遅延	兵庫	西宮	2008年 2月26日	2014年 7月30日	○お客様から問合せがあり、遺族年金請求書と同時に提出されていた寡婦年金請求書の処理が漏れていたことが判明しました。 ●担当者がお客様へお詫びの上説明しました。寡婦年金請求書の処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の届出が同時に提出された際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	387,600
339			兵庫	事務センター	2014年 9月17日	2014年 9月17日	○お客様から問合せがあり、老齢年金請求書を審査保留のまま処理が漏れていたことが判明しました。 ●担当者がお客様へお詫びの上説明しました。老齢年金請求書の処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、届書の処理状況を定期的に確認するよう周知徹底しました。	1名	未払い	96,482
340			神奈川	高津	2013年 7月24日	2015年 2月10日	○未処理書類の点検により、障害基礎年金請求書の処理漏れ、再裁定報告書等の機構本部へ進達が行われていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	27名	その他	16,196,756
341	年金給付関係書類の処理漏れ	受理後の書類管理誤り	岡山	岡山東	2009年 1月9日	2014年 2月13日	○内部点検により、機構本部から返戻された書類や再裁定報告書等の機構本部への処理漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	38名	未払い	19,213,161
342	年金給付関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	愛媛	事務センター	2015年 3月31日	2015年 10月2日	○機構本部から連絡があり、年金記録に関する紙台帳等の調査結果に対する回答書について、年金記録の記載を誤って作成していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい回答書を作成し発行しました。 ●担当部署において、回答書作成時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
343			大分	佐伯	2015年 5月15日	2015年 11月17日	○機構本部から連絡があり、年金記録に関する紙台帳等の調査結果に対する回答書の発行時に、誤った記録補正に基づく回答書の作成及び厚生年金保険料の還付を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい回答書を発行し、誤還付した保険料について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、入力後のチェック及び回答書作成時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	誤還付	30,388
344			本部	機構本部 (障害年金業務部)	2013年 6月4日	2014年 6月4日	○年金局から連絡があり、障害厚生年金を請求したお客様に不支給決定通知書を送付する際、確認不足により誤った不支給理由で通知書を作成していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい不支給決定通知書を送付しました。 ●担当部署において、不支給決定通知書送付の際の不支給理由の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
345	年金給付関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	広島	福山	2015年 8月頃	2015年 9月16日	○内部点検により、基礎年金番号の変更処理時に、誤った様式の年金証書を発行していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、正しい年金証書を発行しました。 ●担当部署において、入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	13名	-	0
346			兵庫	尼崎	2015年 9月15日	2015年 9月15日	○内部点検により、機構本部で変更処理を行っているにも関わらず確認不足から重複して変更処理を行ったため、誤った基礎年金番号で年金証書を交付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、年金証書の発行を行いました。 ●担当部署において、入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	-	0
347			三重	津	2015年 10月19日	2015年 10月19日	○内部点検により、年金証書の再交付処理時に、誤った様式の年金証書を発行していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上、正しい年金証書を発行しました。 ●担当部署において、正しい様式の管理を徹底するよう周知しました。	16名	-	0
348			東京	新宿	2015年 10月1日	2015年 11月16日		32名	-	0